

4 建住第 1029 号
令和 4 年（2022 年）9 月 21 日

公益社団法人 長野県建築士会会長 様
一般社団法人 長野県建築士事務所協会会長 様
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会会長 様
一般社団法人 長野県建設業協会会長 様

長野県建設部長

令和 4 年度長野県違反建築防止週間の実施について（依頼）

平素より長野県行政に格別なる御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、違反建築の防止を図るため、別添「令和 4 年度長野県違反建築防止週間実施要綱」に基づき実施することとしました。

つきましては、貴会員への周知をお願いするとともに、所期の目的が達せられるよう格段の御協力をお願いいたします。

建築住宅課指導審査係

課長：塩入 一臣 担当：芝野 茂輝

電話：026-235-7335

ファクシミリ：026-235-7479

E-mail：kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

令和4年度長野県違反建築防止週間実施要綱

1 目的

長野県違反建築防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

2 期間

令和4年10月15日（土）から令和4年10月21日（金）まで

3 実施主体

長野県（各建設事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

4 重点事項

- (1) 別添、国からの通知「令和4年度違反建築防止週間において重点的に取り組むべき事項について」を踏まえ、過去の立入検査等で違法が確認された建築物等の所有者・管理者等に対する、継続的な是正指導を徹底する。
- (2) 建築工事現場のパトロールの実施により違反建築物の早期発見・把握に努め、違反事項が発覚した場合には、明確な是正期限を定めたいうえで、期限内に是正が行われるよう指導する。
- (3) 度重なる指導にもかかわらず、期限内に是正が行われない悪質な事例については、建築基準法第9条による違反是正命令を発するなど必要な措置をとる。
- (4) 違反建築物の是正で必要な場合には、消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関及び関係部局と密接な連携をとる。
- (5) 建築基準法第89条の規定による表示の徹底及び補強コンクリートブロック造等の塀にかかる点検を行う。

5 巡視の実施

期間中、建築活動が活発な地域を中心に、県管轄区域は「長野県建築指導支援業務委託」による建築指導員と連携し、計画的にパトロールを実施するものとする（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所と、飯田市にあつては飯田建設事務所と、塩尻市にあつては松本建設事務所と連携して実施）。

6 実施結果の報告

実施計画については、**様式1**により **10月5日（水）15時までに**、**実施結果**については、**様式2及び3**により、**10月28日（金）までに電子メール（kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp）**により県建築住宅課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所が、飯田市にあつては飯田建設事務所が、塩尻市にあつては松本建設事務所が取りまとめて報告）。

国 住 安 第 26 号
令 和 4 年 9 月 9 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局
建築指導課建築安全調査室長

令和4年度違反建築防止週間において重点的に取り組むべき事項について

令和4年度違反建築防止週間については、国土交通省住宅局長より令和4年9月9日付国住指第 249 号により通知したところですが、違反建築防止週間を契機として重点的に取り組むべき事項の具体的な内容については下記を参考として、違反建築物対策を一層推進していただきますようお願いいたします。なお、違反建築物対策に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮するようお願いいたします。

消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関・関係部局との連携により合同現場パトロールや合同査察等を実施する際には、平成 27 年 12 月 24 日付け国住指第 3541 号「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について(技術的助言)」を参考としてください。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第4条の2の2第2号に該当する防火対象物(特定一階段等防火対象物)については、令和3年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、建築物防災週間においても取組等を依頼しているところですが、各特定行政庁からの令和4年4月末時点の報告によると、立入検査実施率が 100%に達した特定行政庁は全体の約6割に留まっています。依然として立入検査実施率が芳しくない特定行政庁におかれては、引き続き立入検査未実施の建築物について検査実施を徹底するとともに、各特定行政庁におかれては、違反事実が確認された

建築物の所有者等に対する速やかな是正指導を徹底するなど、早期の安全確保に向け、必要な措置を講じるようお願いいたします。

2. 屋外階段に対する安全対策の推進については、令和3年4月に発生した東京都八王子市の共同住宅における屋外階段の落下による死亡事故を受け、建築物防災週間においても取組み等を依頼しているところですが、屋外階段の木造部分について有効な防腐措置が適切に行われずに劣化しているような事象が確認された場合には、速やかに所有者等への是正指導を行うなど安全確保に向け、違反是正に取り組むようお願いいたします。

3. ホテル・旅館・簡易宿所については、それぞれ重大な人的被害を伴う火災の発生を契機として、継続的にフォローアップ調査の実施を依頼しているところですが、令和3年10月21日時点で、是正率はホテル・旅館 51.2%であり、依然として是正が進まない物件が数多く残っています。また、違法貸しルーム対策については、「多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について」(平成25年6月10日付け国住指第657号)により、国土交通省から情報提供した物件等について、立入検査等の実施や違反物件の是正指導等を行うことを依頼して以降、継続的に是正指導状況等をご報告いただいておりますが、令和3年10月21日時点で、是正率が29.3%に留まるなど、是正の進捗が芳しくない状況にあります。

このため、令和4年度においても、違反建築防止週間の時機を捉え、次のとおり、調査対象物件の把握及び違反事項の調査に努めるとともに、是正指導中の物件について違反是正に向けた継続的な指導を徹底するようお願いいたします。

なお、未届の有料老人ホーム、病院・診療所及び個室ビデオ店等についても、違反是正の完了まで引き続き、是正指導を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 調査対象物件について、当該物件を所管する部局や消防等の関係行政機関に情報提供を要請することにより、物件情報の把握に努めること。
- (2) 未調査の物件、違反の有無が不明であった物件及び定期報告が提出されていない物件について、所有者等と速やかに調整を図り、立入検査等を行うことで、違反事項の把握に努めること。

特に違法貸しルームについては、所在地及び運営事業者が特定出来ない場合を除き、消防等と連携して立入検査等を行うことにより、違反事項の把握に努めること。また、立入検査について、居住者の承諾が得られないことを理由として断られた場合には、所有者等に建築基準法(以下「法」という。)第12条第5項による報告を求めること。

(3) 是正指導中の物件について、少なくとも年1回は所有者等に連絡を取って立入検査を行うなど、違反是正に向けた継続的な指導を徹底すること。

是正指導にあたっては、所有者等に当該違反事項による危険性について具体的に分かりやすく説明するとともに、すべての是正措置を一度に実施することが困難な場合には、優先順位をつけて措置を実施するなど危険な状況を段階的にも改善するように指導すること。

なお、正当な理由なく是正が行われない場合には、法第9条の規定に基づく違反是正命令等を行うなど必要な措置を講じることについて検討すること。また、所有者等が法第12条第5項による報告徴収や法第12条第7項による建築物等への立入検査に応じない場合や違反是正命令に従わない場合などには、必要に応じて、罰則が適用される可能性のあることを伝達するとともに、警察と連携して告発を行うことについても検討すること。

4. 違法設置昇降機対策については、「違法に設置されているエレベーター対策について」(平成28年5月31日付け国住指第630号。以下「平成28年通知」という。)により、違法に設置された昇降機(以下「違法設置昇降機」という。)の把握に努めるとともに、所要の措置を講じるよう依頼しており、平成22年以降、国土交通省から情報提供した物件等について継続的に是正指導状況等の報告をいただいております。しかし、令和3年10月21日時点で、是正率が49.1%に留まるなど是正の進捗が芳しくない状況にあります。

違法設置昇降機による人身事故は、令和元年度(平成31年度)から令和3年度までの3年間で20件(うち死亡事故4件)発生していますが、これらの事故は、特に工場、倉庫等において多く発生し、またその大半は、国土交通省や特定行政庁に対し、違法設置の疑いがあるとの情報提供がなかった違法設置昇降機におけるものです。

このため、令和4年度においても、違反建築防止週間の時機を捉え、次のとおり、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、昇降機の安全対策を徹底させるなど是正指導に取り組むことにより、人身事故の発生の予防に努めるようお願いいたします。

(1) ホームページ等への情報提供窓口の設置、建築物の用途等による優先順位をつけた計画的な調査の実施等により、違法設置の疑いのある昇降機の把握に努めること。

〈建築物の用途等による優先順位をつけた計画的な調査方法の例〉

- ・ 台帳等から一定規模・階数以上の工場、倉庫等を抽出し、対象建築物の所有者等に対して、昇降機の設置状況等についてアンケート調査を実施
- ・ アンケート調査依頼時に、違法設置昇降機の危険性及び人身事故発生時の

事業者責任に関するチラシ(平成 28 年6月8日付事務連絡により送付したリーフレットもご活用ください。URL:http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000057.html「法適合遵守の啓発用のリーフレット」)を同封して注意喚起

(2) 平成 28 年通知によりお知らせしたとおり、厚生労働省都道府県労働局が把握した違法設置エレベーターに関する情報は、厚生労働省本省、国土交通省を通さずに、厚生労働省都道府県労働局から直接、都道府県に提供されることとなっている。特定行政庁においては、違法設置の疑いのある昇降機を把握した場合には、労働基準監督署等と連携して立入検査等を行うことにより、建築基準法の違反事項の把握に努め、違反を特定した場合には、速やかに是正指導を行うこと。

(3) 未是正の物件に対する指導においては、所有者等に対して是正工事の実施時期等を明示した具体的な改善に係る計画(是正計画)の提出を求め、提出されない場合には、継続的に催促するなど粘り強い姿勢で違反是正を促すこと。

特に、当面の安全対策が実施されていない物件については、重大な人身事故等が発生するおそれがあるため、当該昇降機の使用を確実に停止させる措置を講じるなど、重点的に是正指導を行うこと。

〈荷物用エレベーターにおける当面の安全対策の例〉

- ・ドアスイッチ及び施錠装置の設置、昇降路の囲い及び戸の設置並びに乗車禁止の徹底をすべて実施 等

また、正当な理由なく是正が行われない場合には、法第 9 条の規定に基づく違反是正命令等を行うなど必要な措置を講じること。

(4) (1)から(3)の取り組みについて、建築行政マネジメント計画に位置づけるなど、複数年度にわたって計画的に取り組むことを検討すること。

5. ブロック塀等の安全対策の推進については、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震による被害を受け、建築物防災週間においても取組み等を依頼しているところですが、防災査察やパトロール等の結果、違反であることが明らかとなったブロック塀等については、速やかに所有者等への是正指導を行うなど安全確保に向け、違反是正に取り組むようお願いいたします。

以 上